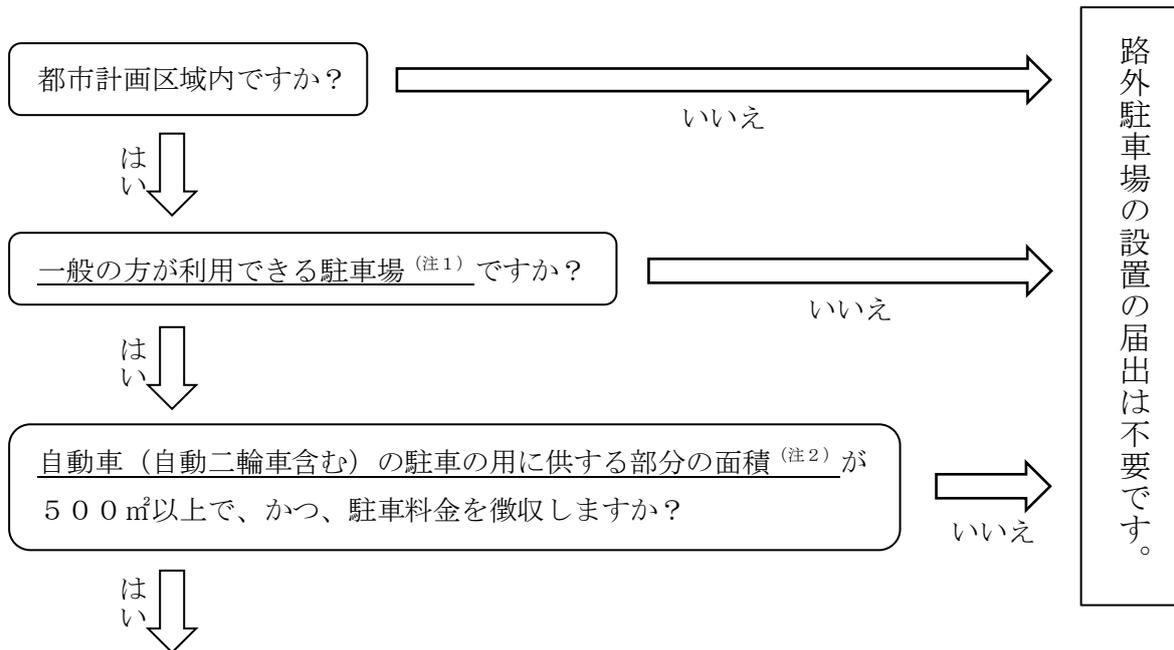


## ◎路外駐車場の設置の届出の要否について



路外駐車場の設置の届出（駐車場法第12条）が必要となります。<sup>注3)</sup>

- 駐車場法に関する構造基準（駐車場法施行令第7条～14条）に適合しなければなりません。
- 『障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）』で定める特定路外駐車場に関する構造基準（『移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令』第2条、3条）に適合しなければなりません。
- 路外駐車場管理規程（駐車場法第13条）を届出なければなりません。

注1) 時間貸し駐車場など、不特定多数が駐車できる施設です。月極駐車場や従業員駐車場は対象外です。

注2) 駐車マスの面積を指します。

注3) 路外駐車場の設置の届出は、工事着手前の手続きが必要です。

路外駐車場管理規程の届出は、供用開始後10日以内の提出が必要です。